

〈ろうきんANSERサービス〉利用規定

1. ろうきんANSERサービスの内容

この規定でいう〈ろうきんANSERサービス〉（以下「本サービス」といいます）とは、当金庫に対し所定の申込み手続きを完了した方（以下「利用者」といいます）と当金庫が、当金庫との取引に関するデータを日本電信電話株の通話回線を通じて授受するサービスをいいます。

2. 授受データの範囲

授受データの範囲は、表面申込書および「照会・資金移動サービス申込書」（以下「申込書」といいます）により当金庫と契約したデータとします。

3. 取扱要領

利用者は、データの授受を行うにあたっての取扱時間、データの仕様および通話上の規約等については、当金庫が定める方法により行うものとします。

4. 本人確認

- 利用者は当金庫に対し、本人確認のための暗証番号を届出するものとします。
- 当金庫が所定の方法で送信された暗証番号が届出の暗証番号と一致したときは、送信者を利用者のみならず連絡、応答します。
- 当金庫が上記(2)により処理した場合は、暗証番号の盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

5. 資金移動（振込・振替）サービスに係わる個別規定

申込書に記載の資金移動（振込・振替）サービスについては、当金庫所定の資金移動（振込・振替）サービスに関する規定に従うものとします。

6. 通知内容の変更・取消

振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、当金庫が利用者に本サービスによる通知を行った後もその内容を変更または取消することがあります。

7. 問題の解決方法

データ授受に関して利用者と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫の機械記録を基にその問題解決にあたるものとします。

8. 変更・解約

- 利用者は、本サービス利用内容・届出事項を変更する場合、その変更内容を当金庫所定の申込書より当金庫に届出するものとします。
- 本サービスは、利用者または当金庫の都合によりいつでも解約できます。ただし、利用者の都合により解約する場合は、所定の申込書より当金庫に届出するものとします。
- 本サービス利用内容の変更または解約は、当金庫の手続きが完了したときから効力を生じるものとします。
- 上記(3)の手続き完了の前が生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. 規定の変更

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 上記(1)の変更は、公表等の際定める適用開始日から適用されるものとします。

10. 免責事項

本サービス利用に関し、天災・火災・騒乱等の不可抗力または通話回線の故障その他当金庫の責に帰すことのできない事由により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 利用手数料

- 利用者は当金庫に対し、当金庫所定の利用手数料を支払うものとします。
- 利用手数料は、表面申込書より指定された手数料引落口座から口座振替の方法により引落すものとします。この場合、普通預金規定、当座勘定規定に係わらず、通帳・カードおよび払戻請求書または当座小切手の提出は不要とします。また、領収書等は発行しないものとします。

12. 契約期間

この契約の当初契約期間契約日から起算して1年間とし、利用者または当金庫から特に申出の無い限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

〈ろうきんANSERサービス〉資金移動（振込・振替）サービス規定

1. 資金移動（振込・振替）サービス

- 資金移動（振込・振替）サービス（以下「本サービス」といいます）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）からのパソコンによる依頼にもつぎ、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます）より、ご指定金額を引落のうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）へ入金する場合にご利用することができるものとします。
- 本サービスは、あらかじめ依頼人が指定した入金指定口座へ入金する方法（以下「事前登録方式」といいます）および依頼人が利用の都度指定する入金指定口座へ入金する方法（以下「都度指定方式」といいます）によって取扱います。
- パソコンによる依頼は、依頼人が占有管理するパソコンを使用して送信してください。
- 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。

- ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。
- ② 入金指定口座が支払指定口座とは異なる当金庫本支店にある場合、当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、または同一店内でも入金指定口座と支払指定口座が異なる名義の場合は、「振入」として取り扱います。

2. 振込または振替の受付等

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫が定めた番号の電話にて送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順もとづいて、所定の内容をパソコンのキーボードにより操作してください。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号が、当金庫とあらかじめ取り決めた暗証番号と一致した場合には、当金庫お送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が1件毎に振入・振替内容確認画面の確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は、ご依頼時及び当金庫が別途定めた時間内の場合はただちに支払指定口座から振込金額と次条の振込手数料金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替手続きをいたします。
なお、日付指定のご依頼（振入・振替の予約）の場合は、指定日に支払指定口座から振込金額と次条の振込手数料金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により扱います。
- (6) この取扱いによる1回あたりまたは1日あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫へお届出の振込1回あたりまたは1日あたりの上限金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は当金庫が別途定めた時間内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、本サービスのお取扱いができません。
 - ① 振込または振替処理中、振込金額と次条の振込手数料金額との合計または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が満額決済のとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもつき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払あるいは入金を不適当と認めたとき。
 - ⑤ 振替取引において、入金指定口座が満額決済のとき。
- (8) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻入れます。また、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

3. 手数料等

- (1) 本サービスにより振込の場合には、当金庫所定の振込手数料を支払ってください。
- (2) 上記の振込手数料は滞納の情勢により変更することがあります。
- (3) 後納方式をご指定された場合の振込手数料は、当金庫所定の日にご指定の振込手数料引落口座から第2条5項ご準じて自動引落します。

4. 取引内容の確認

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳への記入または当座勘定照合表より取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

5. 免責事項

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
なお、当金庫が振入・振替内容確認画面の確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱い内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際送信された暗証番号、支払指定口座番号、受取人番号（都度指定方式の場合を除きます。以下同じ）と当金庫とあらかじめ取り決めた暗証番号、当金庫へお届出の支払指定口座番号、当金庫所定の受取人番号との一致を確認して取扱いしましたうえで、当金庫お送信者を契約者とみなし、通信ソフト、端末、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

6. 届出事項の変更等

暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店にただちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以上ごわたり、この取扱いによる振込または振替が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

8. 規定の準用

この規定に定めない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸借契約定書および振込規定により取扱いします。

9. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 上記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上